

いじめの防止対策推進法に基づく組織について(組合せ)

1 学校がつくる組織

いじめの防止等の対策のための組織

「いじめに特化した校内委員会」（法的根拠 いじめ防止対策推進法第22条）…①

【内容】

いじめ防止等に関する措置を実行的に行う組織

重大事態発生時には学校の調査組織を兼ねた、常設の委員会であり、市立学校全校に設置済み

【構成員】

管理職、いじめ対応教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、その他必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等、外部の専門家

2 教育委員会がつくる組織

奈良市いじめ防止連絡協議会 …②

(法的根拠: いじめ防止対策推進法第14条1項)



【内容】

○いじめの防止等に関する機関や団体が集まり、連携のあり方を探り、緊急時の連絡体制の構築を図る。

○奈良市のいじめ問題に関する施策に対する助言や示唆を行い、奈良市のいじめ問題の取組について意見交換をする。

○年1回開催

【構成員】

学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有する者)、弁護士、医師、警察、児童相談所、保護者組織・学校代表などで構成

奈良市いじめ対策検討委員会…③

(法的根拠: いじめ対策推進法第14条3項)

【内容】

○奈良市内で発生したいじめ事象に関し、奈良市のいじめ対策に資するために、その対応や再発防止に向けた具体的な協議をする。

○年2回開催

【構成員】

学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有する者)、弁護士、医師、保護者組織・学校代表などで構成

奈良市いじめ調査委員会…④

(法的根拠: いじめ防止対策法第28条)

【内容】

○重大事態発生時における教育委員会の調査組織

【構成員】

学識経験者(いじめ問題に関する専門的知見を有する者)、弁護士、医師、保護者組織・学校代表などで構成

重大事態発生時には、教育委員会が調査主体の判断をする。その際、教育委員会が主体になる場合には「奈良市いじめ調査委員会」が、学校が主体の場合には「いじめに特化した校内委員会」が調査を行う。

3 市長がつくる組織

奈良市いじめ問題再調査委員会…⑤

(法的根拠: いじめ防止対策推進法第30条2項)

市長が教育委員会からの調査結果報告に対し、再調査が必要と認めた場合に設置

【構成員】

学識経験者、弁護士、心理や福祉の専門家等

【所掌】

市長部局(子ども政策課)